## 社会教育法抜粋

### (公民館運営審議会)

- 第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の 企画実施につき調査審議するものとする。
- 第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、 当該市町村の教育委員会が委嘱する。
- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該 公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この 場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準 を参酌するものとする。

## 天理市立公民館条例抜粋

#### (審議会)

- 第5条 法第29条第1項の規定により、天理市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合 における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

# 天理市立公民館条例施行規則抜粋

(会長及び副会長)

- 第5条 天理市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。